

一般社団法人日本歌手協会
プロレベルメンバーズクラブ規約
2021年6月24日

第1条（適用事項）

一般社団法人日本歌手協会プロレベル認定歌手メンバーズクラブ規約(以下「本規約」といいます) は、一般社団法人日本歌手協会(以下「歌手協会」といいます) が管理運営する、プロレベルメンバーズクラブ（以下「当クラブ」といいます）の会員管理・活動・会計その他一切の運営について適用されます。

第2条（目的）

当クラブは一般社団法人日本歌手協会プロレベル認定歌手規約(以下「認定規約」といいます)に基づき認定されたプロレベル認定歌手(以下「認定歌手」といいます)に、広く活動の場を提供すると共に、活動に必要な情報を提供し、会員間の親睦を図ります。また歌唱技術向上や更なるステップアップの為に会「プレミアムメンバーズクラブ」を歌手協会が管理・運営を行い、もって歌謡文化の普及に資することを目的とします。

第3条（運営）

当クラブの管理運営は、歌手協会が一切の権限を有し、これを行うものとします。

第4条（入会資格）

当クラブへは認定規約により認定を受けた認定歌手のみが入会し、登録することが出来ます。

第5条（入会手続）

- 当クラブへ入会・登録を希望する者は、別途定める入会申込書に必要事項を記入の上、歌手協会事務局宛に提出しなくてはなりません。
- 前項の申込みの後、書類審査を経て入会・登録を認められた者には、歌手協会事務局から入会通知が発送され、その時点で入会・登録の効力が生じます。

第6条（申込の不受理）

- 歌手協会は、入会申込者が入会者として適切な者であるかを判断した上で、入会・登録審査を行います。但し、以下のいずれかに該当するときは、申込みがあっても受理しないことがあります。
 - 申込者が実在しないとき
 - 申込者の申請事項に虚偽があったとき
 - 申込者が過去に認定歌手として重大な事故及び一般社団法人日本歌手協会プロレベル認定歌手規約・本規約違反に関わったことがあることが判明したとき
 - 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的団体に属し又は、反社会的行為を行う者（以下「暴力団等」という）であると認めら

れるとき

- 法令違反その他、前各号に準じる事由により、申込者が会員として不適切な事実があると歌手協会が判断した時
- 入会・登録審査に関する異議は認められません。

第7条（年会費）

- 会員は入会通知書が届いた後、当該通知書に定められた期日までに年会費として、金5千円を歌手協会の指定する口座に支払うものとします。
- 会員は次年度以降、毎年4月1日から9月30日までに入会・登録した会員については10月1日までに、毎年10月1日から3月31日までに入会した会員は4月1日までに、同額の年会費を前項の口座へ支払うものとします。
- 年会費は、いかなる理由による場合においても返還いたしません。

第8条（メンバーズクラブカード）

- 歌手協会は、入会・登録した会員に対しプロレベルメンバーズクラブカード(以下「クラブカード」といいます)を発行いたします。
- クラブカードは原則として再発行はいたしません。

第9条（クラブカードの書換）

- 会員は、クラブカードの記載事項に変更があった場合は、歌手協会事務局へ書面により申し出を行うことにより、書き換えたクラブカードの発行を受けることが出来ます。
- 前項の書換については、書換及び交付に要する費用として1万円を歌手協会の指定する口座に支払うものとします。

第10条（会員の権利）

会員は歌手協会が主催する当クラブ会員向けのコンサートへ出演し、歌手協会の主催する「歌謡祭」等のチケット割引を受けることができます。但し、当該コンサートの開催及びチケットの割引率については、歌手協会が当該事業実施に関する運営面の判断をした上で、任意に決定するものとします。

第11条（会員の規約等遵守義務）

会員は、年会費を納める義務を負う他、本規約の各規定、及び法令を遵守しなければなりません。

第12条（著作権の所在）

- 会員は、歌手協会が提供する情報に関する著作権が、歌手協会に対し情報を提供した第三者に帰属することを確認し且つ承認します。
- 会員は、歌手協会の行う当クラブ会員向けのコンサート等の事業において使用される会員の写真、歌唱録音データ等、一切のデータに関して、歌手協会が使用する権利を有することを確認し、且つ承認します。

第13条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはなりません。

- 歌手協会または他の認定歌手を含む第三者の特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等知的財産権を侵害する行為、およびおそれのある行為
- 第三者に「一般社団法人日本歌手協会」に類似する名称を使用する行為、その他、第三者に当協会の正会員であるとの誤解を生じさせるような名称を使用する行為
- 会員としての権利・義務、又は、クラブカードを第三者に譲渡・貸与し、若しくは担保権等を設定し、その他使用させる一切の行為
- 当クラブ制度又は、認定歌手制度に不利益を及ぼす他、当協会または第三者に迷惑をかける行為
- 歌手協会の提供する情報を悪用した行為
- 法令及び公序良俗に反すると認められる行為

第14条（退会）

会員はいつでも歌手協会事務局に別途定める退会届を提出し、当クラブを退会することが出来ます。但し、退会の効力は退会届が歌手協会事務局に到達した時点で生じるものとします。

第15条（登録抹消と資格喪失）

- 歌手協会は、当クラブ会員について以下の事項が生じた場合にはその登録を抹消することができるものとします。
 - 会員が、年会費の振り込みを怠った場合
 - 会員が、郵送等の通常の方法により6ヶ月以上連絡をとることが出来なくなった場合
 - 会員が本規約・認定規約、及び法令に違反した場合
 - 会員として不適切であると歌手協会が判断した場合（歌手としての商行為、および手続きを得ずネットを利用した配信行為等）
 - 歌手協会正会員として入会する場合（正会員からクラブ会員への変更は不可）
- 前項の処分は本人の登録住所に通知するものとしますが、通知の不到達登録抹消の効果に影響を与えないものとします。
- 第1項の処分を受けた者は、無効となったクラブカードを直ちに歌手協会事務局宛に郵送等で返還するものとし、その費用は処分を受けた者が負担するものとします。
- 第1項の処分については、いかなる場合にも異議を唱えることはできないものとします。
- 本人が死亡した場合には、当然に会員資格を喪失するものとし、特に通知を要せず登録を抹消するものとします。

第16条（権利の消滅）

登録を抹消され、又は会員資格を喪失した者は、歌手協会に対して有する一切の権利を失うものとします。但し、登録を抹消され、又は会員資格喪失前に発生した歌手協会に対する未払い年会費支払義務等の債務は存続します。

第17条（会員のための個人情報の利用等の同意）

会員は、歌手協会が以下の情報を会員に提供するために、会員情報として登録された個人情報を利用することに同意するものとします。但し、歌手協会は利用する会員の個人情報について、会員のプライバシー保護に充分注意を払うものとします。

- 各種情報提供サービス

- 当クラブ情報に関する連絡事務等

第18条（個人情報の取扱と第三者への開示）

歌手協会は、会員情報に含まれる個人情報について、以下の基準で取り扱います。

- 収集した個人情報は、前条で定める利用目的の範囲内において利用します。
- 収集した情報は、法令により開示が許される場合を除き第三者に開示しないこととします。但し、以下の事由が生じたときは、会員情報に含まれる個人情報を第三者に開示することがあります。
 - 会員が開示に同意したとき。
 - 歌手協会、歌手協会関連会社などその他の第三者において、会員の利用動向の調査・分析に使用するとき。

第19条（免責）

- 歌手協会は、会員がクラブカードを紛失することにより発生した事故または損害については、一切の責任を負いません。
- 会員が、クラブカードその他、当クラブが提供する情報等を利用し、又は利用に関する一切の行為により、当クラブ、歌手協会、並びにその他の会員を含む第三者に損害を生じさせた時は、会員が全ての責任と費用を以って解決するものとします。

第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法が適用されるものとします。

第21条（協議）

本規約に関して、会員と歌手協会の間で疑義が生じたときは、各当事者が誠意を持って協議し、解決するものとします。

第22条（管轄裁判所）

本規約に関し、会員と歌手協会の間で生じた紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとします。

第23条（本規約の変更）

- 歌手協会は、会員の了承を得ることなく、組織変更を含め本規約を変更することができるものとします。
- 変更後の本規約は、歌手協会が別途定める場合を除き、歌手協会のホームページ上に掲示した時点から効力を生じるものとします。